

# 勤労ふじさわ



発行：藤沢市産業労働課 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎8階 ☎0466-50-8222

URL：<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/sodan/kinro.html>

令和5年度「**藤沢マイスター**」を募集します！

## 藤沢マイスターとは？

藤沢市では、極めて優れた技能を持ち、市民生活や産業の発展を支える技能者・技術者を「**藤沢マイスター**」として認定し、その仕事と技を知ってもらう様々な活動をしています。

応募資格	市内在住、もしくは主として市内において、手作業もしくは機械等を用いて藤沢マイスター募集要項記載の対象職種一覧に関わる仕事に従事している技能者・技術者の方
主な認定要件	(1) 極めて優れた技能・技術を有する者 (2) 高潔な人格を備え、後進の目標となる者 (3) 後継者の育成や産業の発展に資する活動を積極的に行っている者 (4) 市が開催する技能・技術に関する講演会、実演会、体験教室等に協力できる者
応募方法	「藤沢マイスター候補者推薦書」に必要事項をご記入の上、産業労働課労政担当まで、メール又は郵送にて提出

※募集要項・推薦書は、産業労働課、各市民センター・公民館、市民図書館、藤沢商工会議所にあります。また、市ホームページからダウンロードも可能です。

→ <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/meister.html>

※応募書類については返却しませんので、あらかじめご了承ください。

※他薦の場合は、本人の同意が必要です。



## 応募から認定までの流れ

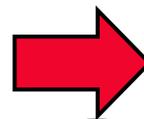
### 応募期間

2023年  
6月19日（月）～  
7月21日（金）（**必着**）



### 選考

2023年  
8月～12月  
（予定）



### 認定

2024年  
1月～2月  
（予定）

※調査員（専門機関）や「藤沢市マイスター選考委員会（学識経験者等により構成）」による訪問調査・審査を行います。

※「藤沢マイスター」の認定は、**毎年度3人以内**とします。 ※認定者には**賞状、記念品、奨励金（5万円）**を授与します。

### 提出・問い合わせ先

藤沢市役所 経済部産業労働課 労政担当  
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎8階  
電話 0466-50-8222 FAX0466-50-8419  
Email : [fj3-indus@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj3-indus@city.fujisawa.lg.jp)

### 【今月の主な内容】

◇藤沢マイスターを募集します . . . P 1  
◇リニューアル補助金、労働保険の年度更新 . . . P 2  
◇リスキリング . . . P 3  
◇クールワークキャンペーン、しおかぜ湘南 . . . P 4

## 店舗・事業所・住宅のリニューアル工事費用の一部を補助します！

市では、地域経済の活性化を図るため、**店舗・事業所・住宅のリニューアル工事**を行う方を対象に費用の一部を補助します。**(契約・着工前の工事が対象です)**

**店舗  
事業所  
(100件)**

市内中小企業者で市内に店舗・事業所がある方(開業予定含む)  
…補助金**15万円**(税抜き30万円以上の工事)

**15万円!**

**住宅  
(100件)**

市内に住宅を所有し、かつ当該住宅に居住している方  
…補助金**5万円**(税抜き20万円以上の工事)

**5万円!**

☞ : <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/2023re-new-r.html>

<詳細はこちら>▼

### ◆注意事項

- ・市税の滞納がなく、対象物件について**本市の他の補助制度など**を利用していない方
- ・市内の施工業者が行う**工事**で、補助金の交付決定(9月頃)後に**契約・支払・着工し、2024年2月29日(木)**までに実績報告・補助金請求が完了する工事
- ・募集件数を上回った場合は抽選



### ◆申込み 問い合わせ

産業労働課、各市民センター・公民館にある申請書を記入し、必要書類を添えて  
**7月25日(火)～8月25日(金)** <消印有効>に「藤沢市経済部産業労働課  
商業・総務担当」へ郵送提出  
(住所) 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 本庁舎8階  
(TEL) 0466-50-3530 (FAX) 0466-50-8419

※申請書は市ホームページ(産業労働課)からダウンロードできます

## 令和5年度 労働保険の年度更新を忘れずに!

➡ **更新期間: 6月1日(木)～7月10日(月)**

提出は、お近くの金融機関・郵便局又は都道府県労働局・労働基準監督署へ

### ●年度更新が必要です

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための**確定保険料の申告・納付の手続き「年度更新」**が必要です。

### ●労働保険は働く皆さんを守ります

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった**雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません**。労働保険は会社の安定はもちろん、従業員の安心・安全のための保険です。従業員のため、会社のために、**労働保険に加入することは事業主の責務**です。

☞ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/roudo\\_uhoken21/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudo_uhoken21/index.html)

【詳細はこちら】▶

問い合わせ

年度更新コールセンター: 0120-665-776  
開設期間: 令和5年5月30日(火)～7月21日(金)  
受付時間: 9時～17時(土日祝日を除く)



忘れずに

従業員の採用や定着、企業の生産性向上に課題を感じていませんか？



社会全体で DX が進展する中、デジタル技術を活用して、業務の課題解決や効率化を行うなど、企業が業務内容の変化や新たに発生する業務に対応するために、従業員に必要な知識やスキルを習得させるリスキリングへの関心が高まっています。

## リスキリングとは

経済産業省ではリスキリングを次のように定義しています。

**新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する／させること**

つまり、リスキリングは**業務に活用することを目的に、新しい知識やスキルを身に着けるために行う社会人の学び直し**のことです。

## こんな悩みはありませんか??

《企業では・・・》

- 企業戦略として従業員の学び直しに関する支援がしたい
- 人材不足に悩んでいる
- 社員のモチベーションを高める施策をしたい

《個人では・・・》

- 最新の知識や技術を習得して、キャリアの幅を広げたい
- スキルアップ・キャリアアップしたい
- 今後のキャリアに不安



## リスキリングを支援する助成金や補助金などがあります

企業がリスキリングを推進するにはコストがかかります。国や県では、次のようなリスキリングに活用できる補助金や助成金のほか、相談窓口を用意しています。

### ▶人材育成や学び直しの相談など

- ・ 神奈川中小企業リスキリング相談窓口（※ 1） ☎045-285-0727
- ・ 神奈川キャリア形成・学び直し支援センター（※ 2） ☎045-311-5601



※ 1



※ 2

### ▶助成金

- ・ 人材開発支援助成金 神奈川労働局神奈川助成金センター（※ 3） ☎045-277-8801



※ 3

### ▶労働者が活用できる助成制度

- ・ 教育訓練給付制度 神奈川県内ハローワーク（※ 4）  
<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/list.html>



※ 4

### ▶スキルを習得できる講座など

- ・ スキルアップセミナー（※ 5）

- 産業技術短期大学校 ☎045-363-1233
- 東部総合職業技術校 ☎045-504-3101
- 西部総合職業技術校 ☎0463-80-3004



※ 5

# STOP! 熱中症! クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。熱中症の予防に取り組みましょう!



## 重点取組期間（7月）にしていただきたいこと

労働者が水分や塩分を積極的に取るようにし、その確認を徹底しましょう。

暑さ指数に応じて、休憩時間の確保や、作業の中断を徹底しましょう。

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じて、対策を追加しましょう。

作業開始前の健康状態の確認を徹底し、巡視回数を増やしましょう。

熱中症のリスクが高まっていることなどの労働衛生教育を行いましょう。

体調不良の人に異常を認めたら、躊躇することなく救急隊を要請しましょう。

### キャンペーンの詳細はこちら▼

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>  
(厚生労働省ホームページ)



## 「しおかぜ湘南」で 充実したワークライフバランスを実現!

「しおかぜ湘南」は、藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市内の中小企業のための福利厚生サービスです。1人月額500円の会費で、従業員の確保や定着化に繋がる充実したサービスをご提供します。従業員1人（パート従業員も可）からご加入いただけます。



### 主なサービス

①近隣飲食店の優待割引、映画、温泉施設  
遊園地等のチケット割引購入

②健康診断（2,000円/年）や  
人間ドック（8,000円～11,000円/年）の補助

③結婚、出産、入学祝金等の慶弔や永年勤続  
の給付金制度

④年3泊までの宿泊補助（1泊2,000円）

## 「新規加入キャンペーン」実施中!

9月20日までのお申込みで最大「4カ月間の会費無料!!」

### 問い合わせ

湘南勤労者福祉サービスセンター（しおかぜ湘南事務局）

☎：0466-50-3900（営業時間 月～金（土日祝日は除く）8時30分～17時15分）

詳しくはホームページをご覧ください。🌐：<https://shiokazeshonan.jp/>

